

神奈川県、一般社団法人神奈川県建築士会及びかながわヘリテージマネージャー協会との  
連携と協働に関する基本協定

神奈川県（以下「甲」という。）、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「乙」という。）及びかながわヘリテージマネージャー協会（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、県内における邸宅、庭園や歴史的建造物（以下「歴史的建造物等」という。）を活かした地域づくりの推進のため、以下のとおり連携と協働に関する基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と、協働により、県内における歴史的建造物等を保全活用し、地域の活性化につなぐことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協働する。

- (1) 歴史的建造物等の保全活用に関すること
- (2) 歴史的建造物等の普及啓発に関すること
- (3) 歴史的建造物等の各種調査に関すること
- (4) ヘリテージマネージャー（邸園保全活用推進員）等の技術向上、育成に関すること
- (5) 関係機関との連携に関すること
- (6) その他、歴史的建造物等を活かした地域づくりの推進に関すること

2 甲、乙及び丙は、第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、事業の計画、実施、評価等に関し、定期的に協議を実施するとともに、隨時、情報交換を行うものとする。

（具体的な事業）

第3条 前条の規定による具体的な事業は、別に定めるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度3者で協議し本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙及び丙は、理由の如何を問わず協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定) ターが、ターナーの本協定に記載する事項を除く他の事項についても、甲、乙及び丙は協議して定めるものとする。

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日



神奈川県県土整備局都市部都市整備課  
課長・川崎 俊明



一般社団法人神奈川県建築士会  
会長・金子 修司



かながわヘリテージマネージャー協会  
会長・池田 誠之